

幸手市建築物耐震改修促進計画

(令和8年度～令和12年度)



令和8年3月

幸 手 市

目次

第1章 はじめに

1 計画の概要	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 対象区域	2
5 対象建築物	2

第2章 建築物の耐震化の現状と目標

1 建築物の耐震化の現状	8
2 住宅の耐震化の現状と目標	8
3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標	10
4 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の現状	13
5 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の現状	13

第3章 建築物の耐震化を促進するための施策

1 耐震化の促進に向けた取組み	14
2 取組みにおける具体的な施策	15

第4章 計画の推進に向けて

1 推進体制	18
2 施策のフォローアップについて	18

第1章 はじめに

1 計画の概要

(1) 計画の目的

幸手市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項に基づき策定するものである。

本計画は、昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された、いわゆる旧耐震基準の既存耐震不適格建築物^{*}の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とする。

(2) 計画策定の背景

本計画の策定に至るまでの主な経過は表1-1のとおりである。

表1-1 本計画策定までの主な経過

年 月	経 過	備 考
昭和56年6月	建築基準法改正	新耐震基準の導入
平成7年1月	兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）	旧耐震基準の建物に大きな被害が発生
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成12年6月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成18年1月	耐震改修促進法改正	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定を規定
平成19年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度の耐震化率の目標設定
平成22年3月	幸手市建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度の耐震化率の目標設定
平成25年11月	耐震改修促進法改正	大規模建築物の耐震診断の義務化
平成28年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和2年度の耐震化率の目標設定
平成29年3月	幸手市建築物耐震改修促進計画改定	令和2年度の耐震化率の目標設定
平成31年1月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務付け
令和元年7月	埼玉県建築物耐震改修促進計画一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定
令和3年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定 幸手市建築物耐震改修促進計画改定	令和7年度の耐震化率の目標設定
令和7年3月	幸手市地域防災計画改定	
令和8年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和12年度の耐震化率の目標設定

^{*}既存耐震不適格建築物 耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの

2 計画の位置づけ

本計画は、「埼玉県建築物耐震改修促進計画」や「幸手市地域防災計画」を踏まえて、耐震改修促進法に基づき、本市における建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として位置づけるものである。また、「第6次幸手市総合振興計画」、「第6次幸手市総合振興計画実施計画」、「幸手市都市計画マスタープラン」及び「幸手市公共施設等総合管理計画」、「幸手市公共施設個別施設計画」など幸手市の関連計画と整合を図るものとする。

3 計画期間

本計画では、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とし、目標値の設定や耐震化へ向けた取組みを行う。また、これらの目標値や取組みの進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととする。

なお、全ての建築物の耐震化を促進することが必要であることから、目標年次である令和12年度以降も、状況に応じて内容を適宜見直ししながら、本計画を推進していく。

4 対象区域

本計画の対象区域は、幸手市全域とする。

5 対象建築物

本計画の対象建築物は、旧耐震基準で建築された表1-2に掲げる住宅及び特定建築物とする。

表1-2 耐震化の目標設定を行う建築物

区 分	内 容
住 宅	戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅
特定建築物	耐震改修促進法第14条に示される建築物で(1)～(3)に示す建築物のうち、政令で定める規模以上のもの
耐震改修促進法 第14条 第1号	(1) 多数の者が利用する建築物 表1-3
耐震改修促進法 第14条 第2号	(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 表1-4
耐震改修促進法 第14条 第3号	(3) 地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある通行障害建築物（以下「地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物」という。）

(1) 多数の者が利用する建築物

耐震改修促進法第14条第1号に定める「多数の者が利用する建築物」の用途および規模は、表1-3のとおりである。

表 1-3 多数の者が利用する建築物

法	政令 ^{※1} 第6条第2項	用 途	規 模	
第14条第1号	第1号	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	
	第2号	小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
			老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	第3号	学校	幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
			病院、診療所	
			劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂	
			展示場	
			百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
			遊技場	
			公衆浴場	
			飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
			卸売市場	
			ホテル、旅館	
		賃貸住宅(共同住宅に限る。) ^{※2} 、寄宿舎、下宿		
		保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
	博物館、美術館、図書館			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗			
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合いの用に供するもの			
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
	事務所			
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)			
	第4号	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	

※1 耐震改修促進法施行令

※2 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけている。

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

耐震改修促進法第14条第2号に定める「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」の危険物の種類および数量は、表1-4のとおりである。

表1-4 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

法	政令 ^{※1} 第7条第2項	危険物の種類		数量
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬又は爆薬に定める数量
	第2号	消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
	第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30トン	
	第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル	
	第5号	マッチ	300マッチトン ^{※2}	
	第6号	可燃性のガス (第7号、第8号に掲げるものを除く)	2万立方メートル	
	第7号	圧縮ガス	20万立方メートル	
第8号	液化ガス	2,000トン		
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る)	20トン		
第10号	毒物および劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	200トン		

※1 耐震改修促進法施行令

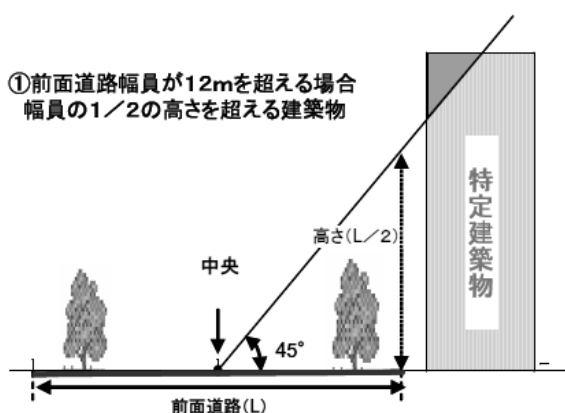
※2 マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7,200個、約120kg。

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

耐震改修促進法第14条第3号に定める「震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物」は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定める距離(前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m)を加えたものを超える建築物が対象である。

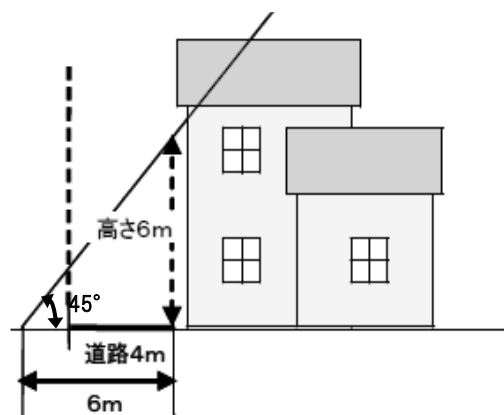
道路幅員 12m を超える場合

前面道路幅員が 12m を超える場合は、幅員の 1/2 の高さを超える建築物



道路幅員 12m 以下の場合

前面道路の幅員が 12m 以下の場合は、6m の高さを超える建築物

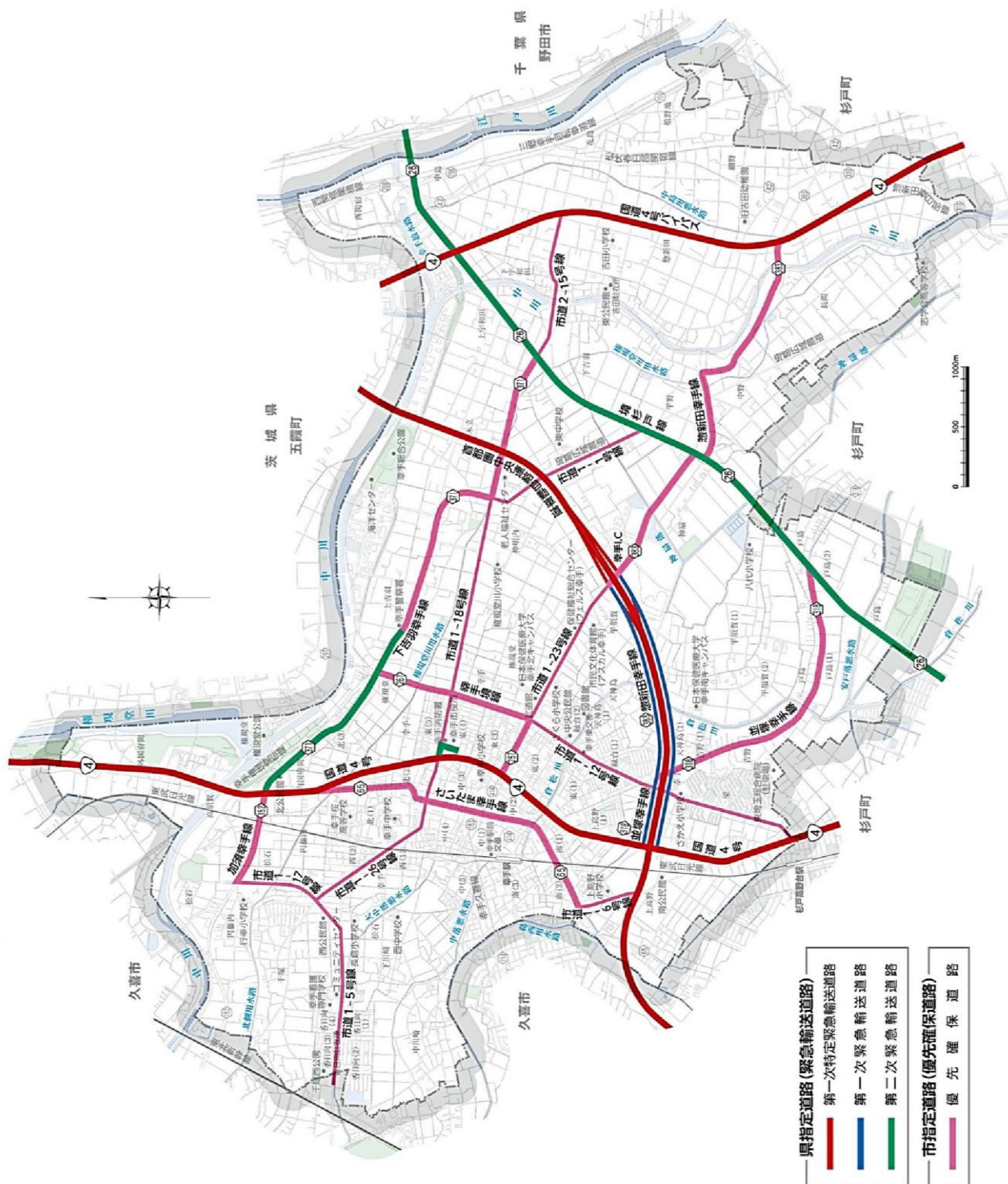


なお、本市では、表1-5、図1-1のとおり、幸手市地域防災計画で指定した緊急輸送道路及び優先確保道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」として指定する。

表 1-5 地震発生時に通行を確保すべき道路

種 別	名 称	種 別	標準幅員(m)
高速道路	圏央道	第一次特定緊急輸送道路（埼玉県指定）	21.0
国 道	国道4号	第一次特定緊急輸送道路（埼玉県指定）	16.0
	国道4号バイパス	第一次特定緊急輸送道路（埼玉県指定）	38.5
県 道	並塚幸手線	第一次緊急輸送道路（埼玉県指定）	12.0
		優先確保道路（幸手市指定）	9.5
	惣新田幸手線	第一次緊急輸送道路（埼玉県指定）	12.0
		優先確保道路（幸手市指定）	9.5
	境杉戸線	第二次緊急輸送道路（埼玉県指定）	12.6
	下吉羽幸手線	第二次緊急輸送道路（埼玉県指定）	15.1
		優先確保道路（幸手市指定）	10.2
さいたま幸手線	優先確保道路（幸手市指定）	12.0	
市 道	加須幸手線	優先確保道路（幸手市指定）	22.0
	幸手境線	優先確保道路（幸手市指定）	16.0
	1-1号線	優先確保道路（幸手市指定）	10.8
	1-5号線	優先確保道路（幸手市指定）	16.0
	1-6号線	優先確保道路（幸手市指定）	9.3
	1-12号線	優先確保道路（幸手市指定）	16.0
	1-17号線	優先確保道路（幸手市指定）	18.0
	1-18号線	第二次緊急輸送道路（埼玉県指定）	8.6
		優先確保道路（幸手市指定）	7.7
	1-23号線	優先確保道路（幸手市指定）	12.7
1-26号線	優先確保道路（幸手市指定）	9.0	
2-15号線	優先確保道路（幸手市指定）	7.0	
1103号線	第二次緊急輸送道路（埼玉県指定）	7.4	

図 1-1 地震発生時に通行を確保すべき道路



引用：幸手市地域防災計画（令和7年3月）資料4-2 幸手市指定緊急輸送道路図

第2章 建築物の耐震化の現状と目標

1 建築物の耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められており、この法令が昭和56年6月に大きく改正された。この基準（以下、「新耐震基準」という）によって建築された建築物は、阪神・淡路大震災などその後の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされている一方で、旧耐震基準により建築された建築物は阪神・淡路大震災などの地震で大きな被害を受けたものが多い。

2 住宅の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状

本市における令和7年度末時点の住宅の耐震化の状況は、住宅総数 20,473 戸のうち、耐震性があると判断されるものは、18,313 戸となっており、89.4%の住宅で耐震性があると推計される。耐震性がないと判断される住宅は、2,160 戸（10.6%）であり、これらの住宅の耐震化を促進することが市民の生命・財産の保護に重要である。

表 2-1 住宅の耐震化率の推移

	旧耐震基準建築物			新耐震基準建築物 d	計 e (= a+d)	耐震化率 (%) f (= (c+d)/e)
	a	耐震性なし b	耐震性あり c			
【基準年】 平成 30 年 10 月 1 日時点	6,960	3,282	3,678	13,460	20,420	83.9%
【基準年】 令和 5 年 10 月 1 日時点	6,310	2,675	3,635	14,450	20,760	87.1%
令和 7 年度末 時点	6,007	2,160	3,847	14,466	20,473	89.4%

(単位：戸)

令和7年度末の数値については、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）が管理している幸手団地及び市営住宅の耐震診断等のデータを反映させるとともに、総務省統計局で公表している平成30年、令和5年「住宅・土地統計調査」を基に推計し、耐震化率^{*}を算出した。

※耐震化率 昭和56年5月までに工事に着工した旧耐震基準建築物のうち耐震性があるとされるものと新耐震基準で建築された建築物との合計が全体に占める割合で算出

(2) 耐震化の推計値と目標

住宅の耐震化の現状を踏まえた目標年の耐震化率の推計値及び目標値は表 2-2 のとおりとなる。埼玉県の耐震化目標と同様、今後新たに 156 戸ほどの住宅に対して施策を講じ、令和 12 年度末までの耐震化率を 95% とする。

表 2-2 住宅の耐震化の推計値と目標値

	旧耐震基準建築物			新耐震基準建築物 d	計 e (= a+d)	耐震化率(%)	
	a	耐震性なし b	耐震性あり c			推計値 f (= (c+d)/e)	目標値
令和 12 年度末 時点	5,402	1,177	4,225	15,035	20,437	94.2%	95%

(単位：戸)

3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状

本市における、多数の者が利用する建築物は全体で90棟あり、耐震化率は表2-3のとおり96.7%である。これを所有別にみると、市有建築物では耐震化の現状は表2-4のとおり96.6%であり、民間建築物の耐震化の現状は表2-5のとおり96.7%である。

表2-3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

	旧耐震基準建築物			新耐震基準建築物 d	計 e (= a+d)	耐震化率 (%) f (= (c+d)/e)
	a	耐震性なし b	耐震性あり c			
学校	16	0	16	9	25	100.0%
病院・診療所	1	0	1	4	5	100.0%
劇場・集会場等	0	0	0	3	3	100.0%
店舗等	2	2	0	0	2	0.0%
ホテル・旅館等	0	0	0	2	2	100.0%
賃貸共同住宅等	2	0	2	5	7	100.0%
社会福祉施設等	0	0	0	12	12	100.0%
消防庁舎	-	-	-	-	-	-
その他一般庁舎	1	1	0	1	2	50.0%
その他	4	0	4	28	32	100.0%
合計	26	3	23	64	90	96.7%

(単位：棟、令和7年度末)

- ※ 「学校」とは、小学校、中学校及び幼稚園など
- ※ 「劇場・集会場等」とは、劇場、集会場、観覧場及び公会堂など
- ※ 「店舗等」とは、物品販売業を営む店舗、飲食店など
- ※ 「賃貸共同住宅等」とは、賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿及び市営住宅など
- ※ 「社会福祉施設等」とは、保育所、老人ホーム及び福祉ホームなど
- ※ 「その他」とは、市民体育館、遊戯場、銀行、サービス業を営む店舗、事務所及び工場など
- ※ 旧耐震基準建築物のうち、耐震性が不明なものについては、「耐震性なし」として計上
- ※ 独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）が管理する幸手団地（全83棟のうち、80棟は耐震性有り）は、機構が計画的に耐震改修等を実施するとしているため、上記から除外している。

表 2-4 市有建築物の耐震化の現状（多数の者が利用する建築物）

	旧耐震基準建築物			新耐震基準建築物 d	計 e (= a+d)	耐震化率 (%) f (= (c+d)/e)
	a	耐震性なし B	耐震性あり c			
学校	14	0	14	8	22	100.0%
病院・診療所	-	-	-	-	-	-
劇場・集会場等	0	0	0	3	3	100.0%
店舗等	-	-	-	-	-	-
ホテル・旅館等	-	-	-	-	-	-
賃貸共同住宅等	2	0	2	0	2	100.0%
社会福祉施設等	-	-	-	-	-	-
消防庁舎	-	-	-	-	-	-
その他一般庁舎	1	1	0	1	2	50.0%
その他	-	-	-	-	-	-
合計	17	1	16	12	29	96.6%

(単位：棟)

表 2-5 民間建築物の耐震化の現状（多数の者が利用する建築物）

	旧耐震基準建築物			新耐震基準建築物 d	計 e (= a+d)	耐震化率 (%) f (= (c+d)/e)
	a	耐震性なし B	耐震性あり c			
学校	2	0	2	1	3	100.0%
病院・診療所	1	0	1	4	5	100.0%
劇場・集会場等	-	-	-	-	-	-
店舗等	2	2	0	0	2	0.0%
ホテル・旅館等	0	0	0	2	2	100.0%
賃貸共同住宅等	0	0	0	5	5	100.0%
社会福祉施設等	0	0	0	12	12	100.0%
消防庁舎	-	-	-	-	-	-
その他一般庁舎	-	-	-	-	-	-
その他	4	0	4	28	32	100.0%
合計	9	2	7	52	61	96.7%

(単位：棟)

※旧耐震基準建築物のうち、耐震性が不明なものについては、「耐震性なし」として計上

(2) 耐震化の目標

本市における、多数の者が利用する建築物の令和12年度における耐震化の目標は、建築物によって役割や現状の耐震化率等に違いがあるため、市有建築物及び民間建築物ごとに目標耐震化率を定める。

① 市有建築物(多数の者が利用する建築物)

市有建築物は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性の確保が求められることから、目標耐震化率を100%とする。

表 2-6 市有建築物の令和12年度の耐震化率の目標

市有建築物	現状耐震化率 (%)	目標耐震化率 (%)
学校	100.0%	100.0%
病院・診療所	-	-
劇場・集会場等	100.0%	100.0%
店舗等	-	-
ホテル・旅館等	-	-
賃貸共同住宅等	100.0%	100.0%
社会福祉施設等	-	-
消防庁舎	-	-
その他一般庁舎	50.0%	100.0%
その他	-	-
平均	96.6%	100.0%

② 民間建築物(多数の者が利用する建築物)

民間建築物の令和12年度における目標耐震化率は、県耐震改修促進計画に準じて建物の用途毎に目標耐震化率を設定する。

表 2-7 民間建築物の令和12年度の耐震化率の目標

民間建築物	現状耐震化率 (%)	目標耐震化率 (%)
学校	100.0%	100.0%
病院・診療所	100.0%	100.0%
劇場・集会場等	-	-
店舗等	0.0%	100.0%
ホテル・旅館等	100.0%	100.0%
賃貸共同住宅等	100.0%	100.0%
社会福祉施設等	100.0%	100.0%
消防庁舎	-	-
その他一般庁舎	-	-
その他	100.0%	100.0%
平均	96.7%	100.0%

4 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の現状

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物のうち旧耐震基準建築物は2棟あるが、いずれも耐震改修が行われ、耐震性が確保されている。

表 2-8 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の現状

	旧耐震基準建築物
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	2

(単位：棟)

5 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の現状

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物のうち旧耐震基準建築物は12棟あり、県と協力して耐震化の促進を図る。

表 2-9 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の現状

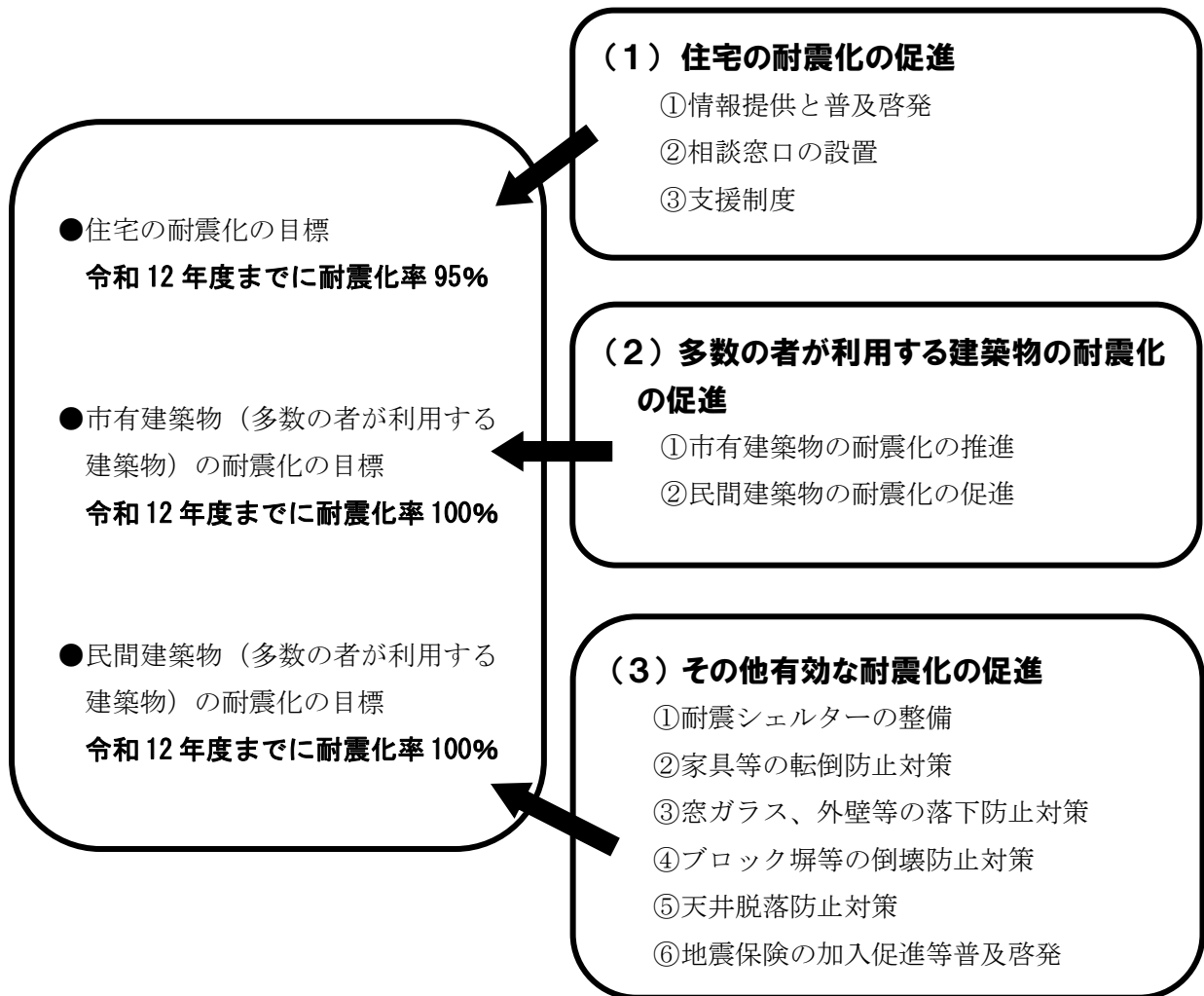
	旧耐震基準建築物
県指定緊急輸送道路沿道	2
市指定優先確保道路沿道	10
合計	12

(単位：棟)

第3章 建築物の耐震化を促進するための施策

1 耐震化の促進に向けた取組み

耐震改修促進法への対応を図るとともに、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を達成するために、当市の建築物の耐震化を促進するための施策を次のとおり定め、総合的かつ計画的に施策展開していく。



2 取組みにおける具体的な施策

(1) 住宅の耐震化の促進

① 情報提供と普及啓発

令和4年3月発行の「幸手市地震ハザードマップ」を市内の主要公共施設に設置するほか、ホームページへの掲載を行うとともに、住宅の所有者等に対して、地震に対する安全性を確保することの重要性を認識してもらうなど、建築物の耐震化に対する意識の向上を図る。

また、新耐震基準導入以降の木造住宅については、平成12年に接合部等の重要性が示されたことから、リフォーム等の機会をとらえ、適切な施工状況の確認を推奨するなどの情報提供を行う。

ア 「広報さって」やホームページ等を活用した普及活動

住宅の耐震化を図るため、パンフレット等を窓口で配布するほか、耐震化の必要性について、本市や県が実施する支援策等についての情報を積極的に提供する。

イ 各種イベントと連携した普及啓発

耐震診断・耐震改修の重要性や必要性について市民に周知を図るため、防災訓練などの各種行事やイベントにおいて耐震化の啓発を行う。

② 相談窓口の設置

建築物の所有者等が耐震化に取組みやすいように、建築指導課窓口において耐震診断・耐震改修の相談に応じ、さらなる耐震化の促進を図る。

ア 建築関係団体との連携

「建設埼玉埼葛地区本部」、「埼玉土建久喜幸手支部」、「一般社団法人埼玉建築士会杉戸支部・幸手部会」と連携して建築無料相談会を実施するなど、地元建築関係団体との連携を強化し、耐震化の促進を図る。

③ 支援制度

住宅の所有者等が耐震診断・耐震改修を実施する際の費用について支援を行い、住宅の耐震化に努めるとともに、支援制度の拡充を図り、さらなる住宅の耐震化を促進する。

ア 耐震診断

耐震診断に要する経費の一部を補助。対象となる建築物は以下のとおりとする。

- ・昭和56年5月31日以前に建築確認を取得して建設された木造一戸建ての建築物
- ・住宅又は併用住宅（地上2階建て以下）
- ・市内の建築士事務所に所属している建築士が行った耐震診断

イ 耐震改修工事

耐震改修工事に要する経費の一部を補助。対象となる建築物は以下のとおりとする。

- ・上記耐震診断の補助金の交付を受けて行った耐震診断の結果から、耐震改修工事が必要とされる建築物。
- ・上記耐震診断の結果、構造評点を 1.0 以上になるような補強設計を行った耐震改修工事。
- ・市内に事務所を置く建設業者が行った耐震改修工事。

ウ 上記支援制度については、利用状況を踏まえ拡充を図る。

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

① 市有建築物の耐震化の推進

市有建築物については、利用者の安全確保を図るだけでなく、災害時の拠点施設として、防災対策上、機能確保の観点からも計画的に耐震化を推進する。

② 民間建築物の耐震化の促進

多数の者が利用する建築物及び地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化については、所有者等への意識啓発や負担の軽減が重要である。

県では、一定規模の多数の者が利用する民間建築物等の耐震診断又は耐震改修の支援制度を設けている。市は支援制度の情報提供を行うなど県の活動に協力し、耐震化の促進を図る。

(3) その他有効な耐震化の促進

地震から生命・財産を守るために住宅及び建築物の構造を耐震化することは非常に有効であるが、その他にも居住者自身で実施できる安価でかつ効果的な方法がある。家具等の転倒などの危険から身を守る対策は、耐震性が確保された住宅においてもさらなる安全性の確保につながることから、普及啓発を図る。

① 耐震シェルターの整備

耐震シェルターは、既存の住宅内に整備するため、低費用・短期間での設置が可能であり、住宅の耐震機能の向上に寄与することから、設置について普及啓発を図る。

② 家具等の転倒防止対策

大規模な地震時には、室内の家具の転倒により甚大な人的被害が発生する危険性がある。また、家具等の転倒は住居からの避難時の障害にもなる。そのため、窓口においてパンフレット等を配布し、転倒防止対策の普及啓発を図る。

③ 窓ガラス、外壁等の落下防止対策

建築物の倒壊のほか、窓ガラスや看板類など外装材の破損・落下により、居住者だけでなく避難者や周辺への被害を発生させる危険がある。そのため、窓ガラスの飛散防止フィルム貼付など、落下防止対策の普及啓発を図る。

④ ブロック塀等の倒壊防止対策

ブロック塀は、地震発生時に倒壊の危険性が高く、ブロック塀の下敷きになり死傷者が発生するおそれがある。また、道路側に倒壊することで道路閉塞を起こすこともあり、避難行動や救援・復旧活動を阻害する可能性がある。そのため、危険性を市民に周知するほか、倒壊の危険性がない生垣への改善を促すための普及啓発を図る。

⑤ 天井脱落防止対策

平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落し、甚大な被害が多数発生したことを踏まえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められた。そのため、建築物の所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう普及啓発を図る。

⑥ 地震保険の加入促進等普及啓発

大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るためには、地震保険への加入を促進する必要がある。このため、「地震保険料所得控除制度」により、所得税・住民税に係る地震保険料の控除が受けられることなどを周知するための普及啓発を図る。

第4章 計画の推進に向けて

1 推進体制

(1) 彩の国既存建築物地震対策協議会との連携

本市では、県、市町村及び建築関係団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、各種情報の入手、情報交換、事例研究等を行うことで、建築物の耐震化の促進を図る。彩の国既存建築物地震対策協議会は、令和7年4月時点において75会員（埼玉県、63市町村及び11建築関係団体※）で構成されている。

※建築関係団体（11団体）

- ・一般社団法人埼玉建築士会
- ・公益財団法人埼玉県住宅センター
- ・一般社団法人埼玉県建築士事務所協会
- ・埼玉土建一般労働組合
- ・一般社団法人埼玉県建築安全協会
- ・建設埼玉
- ・一般社団法人埼玉建築設計監理協会
- ・埼玉県住まいづくり協議会
- ・一般社団法人埼玉県建設業協会
- ・一般財団法人さいたま住宅検査センター
- ・一般社団法人日本建築構造技術者協会 関東甲信越支部埼玉サテライト（JSCA 埼玉）

(2) 県の相談体制との連携

県においては、「建築安全センター（県内3箇所）」と「駐在（県内3箇所）」を設置し、耐震診断及び耐震改修の相談を実施している（本市の管轄は越谷建築安全センター杉戸駐在）。さらに、県が埼玉県住宅供給公社に委託・設置している住まい相談プラザにおいても、住宅に関する耐震相談を実施しており、これらの機関と協力して相談体制の充実を図る。

(3) 応急危険度判定士体制の整備

建築物が被災した際、余震等に建築物の倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害の防止や市民の安全の確保を図るため、「幸手市被災建築物応急危険度判定要綱」を定め災害発生時の的確な応急危険度判定活動ができるように、応急危険度判定士ネットワークを構築し、応急危険度判定訓練を実施し災害発生時に備える。

2 施策のフォローアップについて

耐震化の目標の達成に向けて、耐震化率の進捗状況や計画に位置づけられた主な施策について、その実施状況を一定期間ごとに検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

幸手市建築物耐震改修促進計画
(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

発行：幸手市 建設経済部 建築指導課
〒340-0192 埼玉県幸手市東 4-6-8
電話 0480-43-1111(代)